

南国市告示第25号

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月19日

南国市長 平山 耕三

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南国市住宅等耐震改修費補助金交付要綱（平成24年南国市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号ただし書を削り、同号ウ中「段階的な耐震改修として1階を」を「1階のみ」に改める。

第6条第1項第2号ただし書中「100万円」を「160万円（補助対象者が住宅耐震改修工事に係る工事の契約を次のいずれかに該当する登録工務店と締結し、工事を施工した場合は、165万円）」に改め、同号に次のように加える。

ア 南国市内に本店を有する法人

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により南国市に住所を有する個人事業主

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「及び前条」を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。